

平成 28 年 3 月 22 日 開会

平成 27 年度 第 14 回紫波町教育委員会定例会会議録

紫波町教育委員会

平成 27 年度 第 14 回紫波町教育委員会定例会会議録

1 日 時	平成 28 年 3 月 22 日 午後 3 時 30 分から午後 4 時 15 分		
1 場 所	紫波町役場 会議室 304		
1 出席委員	委員長	高 橋 榮 幸 君	
	職務代理者	森 田 英 仁 君	
	委 員	松 川 久 美 君	
	委 員	滝 澤 真 千 子 君	
	教 育 長	佐 美 淳 君	
1 説 明 員	教育部長	森 川 一 成 君	
	生涯学習課長	石 川 和 広 君	
	国体推進課長	八重嶋 靖 君	
	学校給食センター所長	俵 正 行 君	
	学習推進室長	谷 地 和 也 君	
	学務室長	葛 博 之 君	

付議事件

日程第 1 会期の決定について

日程第 2 議案第 1 号

「学校教職員の人事異動内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」

日程第 3 議案第 2 号

「部課長等及び教育機関の長の人事に関し議決を求めることについて」

日程第 4 議案第 3 号

「紫波町議会の議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案について」

日程第 5 議案第 4 号

「紫波町教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則」

議案第 5 号

「紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」

議案第 6 号

「紫波町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」

議案第 7 号

「紫波町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令」

議事の概要

(開会 午後 3 時 30 分)

○ 高橋委員長

これより会議を開きます。

本日の出席者は 5 名でございますので、会議は成立いたしました。

本日の会議日程は、あらかじめ皆様方に配付されているとおりでございます。
それでは、ただ今から平成27年度第14回紫波町教育委員会定例会を開会いたします。

日程に入るに先立ちまして、教育長から報告をお願いいたします。

- 佐美教育長
（平成27年度第13回教育委員会定例会から本日までの教育委員会関係行事について報告）
- 高橋委員長
日程第1、「会期の決定について」を議題といたします。
お諮りいたします。
今定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって会期は、本日1日限りと決定いたしました。
- 高橋委員長
次に、日程第2、議案第1号「学校教職員の人事異動内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについて」を議題といたします。
提案者の報告を求めます。
- 佐美教育長
学校教職員の人事異動の内申にあたり、臨時専決処理を行ったため、承認を求めるものであります。詳細につきましては、教育部長より説明いたします。
- 森川教育部長
補足説明いたします。
片寄小学校ですけれども、前回の会議で申し上げておりました方に代わり、現一戸町立一戸南小学校、齋藤康子校長先生が着任となるものでございます。
以上でございます。
- 高橋委員長
これより質疑に入ります。
（質疑の有無を催促）
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第1号、学校教職員の人事異動内申の臨時専決処理に関し承認を求めることについては、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第1号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、日程第3 議案第2号であります。人事案件でありますので、紫波町教育委員会会議規則第12条第1項ただし書きの規定により非公開にしたいと思いますが、非公開とすることに賛成の方は挙手願います。
（挙手あり）

出席委員の3分の2以上に達しておりますので、非公開といたします。
それでは、会議規則第12条第3項の規定により、教育部長を除く事務局職員は退場をお願いします。

～ 非公開 ～

- 高橋委員長
ここで、事務局職員の入室を許可します。
- 高橋委員長
次に、日程第4、議案第3号「紫波町議会の議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案について」を議題といたします。
提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第3号、紫波町議会の議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案についてであります。
この度、町長が紫波町議会定例会3月会議に当該議案を追加提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、教育委員会に対し意見を求められましたので、審議をお願いするものです。詳細につきましては、教育部長より説明いたします。
- 森川教育部長
議案第3号について、補足説明させていただきます。
別紙、議案第38号とあります資料をご覧ください。
第1条が紫波町議会の議員の報酬に関する条例について、第2条が紫波町特別職の職員の給与に関する条例について、第3条が紫波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例となっております。これは、人事院勧告により期末手当の支給割合を改定しようとするものでございます。
以上でございます。
- 高橋委員長
これより質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第3号、紫波町議会の議員の議員報酬等に関する条例等の一部を改正する条例案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第3号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、日程第5、議案第4号「紫波町教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則」、議案第5号「紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」、議案第6号「紫波町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」、議案第7号「紫波町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令」以上4案件を一括議題といたします。

- 提案理由の説明を求めます。
- 佐美教育長
議案第4号から議案第7号までの4案件につきまして一括してご説明申し上げます。
4案件につきましては、教育委員会事務局に新たに「こども課」を設置し、併せて所要の整備をしようとするものであります。
詳細につきましては、教育部長より説明いたします。
 - 森川教育部長
議案第4号から7号まで、順次補足説明させていただきます。
議案第4号ですけれども、紫波町教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則ということで、こども課が教育委員会に設置されることにより、こども課の窓口延長並びに保育所職員と児童館職員の勤務時間を定めるものでございます。
議案第5号ですけれども、紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則ということで、こども課が教育委員会に設置されることにより、その分掌事務について規定しているものでございます。
議案第6号ですけれども、紫波町教育委員会公印規定の一部を改正する訓令ということで、こども課が教育委員会に設置されることにより、こども課長の印を新しく作るというものでございます。
議案第7号ですけれども、紫波町教育委員会専決代決規定の一部を改正する訓令ということで、こども課が教育委員会に設置されることにより、こども課長の専決事項並びに保育所長、児童館長及びこどもの家所長の専決事項を定めているものでございます。
以上でございます。
 - 高橋委員長
これより一括して質疑に入ります。
(質疑の有無を催促)
 - 佐美教育長
こども課が教育委員会に出来るメリットとしては、0歳から15歳まで一括して子どもたちを見ていけるということになるかと思えます。
 - 高橋委員長
保育所も所管になるわけですか。
 - 佐美教育長
はい、所管になります。
 - 高橋委員長
(質疑の有無を催促)
質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。
議案第4号、「紫波町教育委員会事務局職員等の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なしの」声あり。)
 - 高橋委員長
異議なしと認めます。
よって議案第4号は、原案のとおり決定されました。

- 高橋委員長
次に、議案第5号「紫波町教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第5号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、議案第6号「紫波町教育委員会公印規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第6号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
次に、議案第7号「紫波町教育委員会専決代決規程の一部を改正する訓令」は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 高橋委員長
ご異議なしと認めます。
よって議案第7号は、原案のとおり決定されました。
- 高橋委員長
以上をもって付議事件の審議は、終了いたしました。
続いて、その他に入ります。
事務局から説明願います。
- 事務局からの事務連絡（葛学務室長）
 - ・紫波町奨学生選考委員会について
 - ・教育委員会4月定例会開催について
 - ・紫波郡地方教育委員会連盟総会について
 - ・平成28年度町内小・中学校の入学式について
- 事務局からの事務連絡（谷地学習推進室長）
 - ・平井家住宅重要文化財指定書伝達式について
- 高橋委員長
他に何かございませんか。
(「なし」の声あり。)
- 高橋委員長
以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。これで平成27年度第14回紫波町教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉 会)

(閉会 午後4時15分)